

第十八條 常任委員ハ同額ニ二部門ノ部員ヲ兼任スルヲ得

第十九條 委員會ノ決議ハ二十以上ノ委員ノ出席ニシテ之ヲ爲ス

第二十條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

第二十一條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

第二十二條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

第二十三條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

第二十四條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

第十九條 委員會ハ必要ニ應ジテ新タナル部門ヲ設クル事ヲ得ル

モノホス

一、爭議對策部 二、政治對策部 三、組織部

四、教育出版部 五、調査部 六、財政部

各部ノ細則ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム

第四章 役員

第二十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 委員長一名 (二) 各部長若干名 (三) 書記一名

第二十一條 委員長ハ本會ヲ代表シ一般會務ヲ統轄シ其ノ責ヲ負フ

モノトス

各部長ハ本則第十七條ニ從ヒ會務ヲ處理シソノ責ニ任

ズルモノトス

第五章 會計